

ワーキング・グループ1の第1回における主な意見一覧

注：事務局において要約したものであるため、正確な発言内容については議事録を参照願います。

議題1 改正後の補助人に係る各審判を適切に選択・利用可能とするための対応

- 必要な代理権等の検討においては、本人が抱える具体的な生活課題や法的課題との関係で整理できるような手法を共有する必要がある。
- 制度利用前の権利擁護支援の方針を検討する段階において、多様な主体が連携し、本人の状況や支援の必要性を十分に検討した上で、制度利用の必要性を判断できる体制作りが必要である。受任者調整の在り方や限りある人材での運用などを検討することが求められる。
- 新制度においては、成年後見制度の利用自体が必要かどうかを見極めた上で、必要性や本人同意等を評価・検討した上で申立てを行うことになる。申立て側の理解促進のため、具体的なモデル事例集等を作成し、国が何年間か継続的に研修を行うことで、必要性の判断や本人の同意の得る方法について、地域権利擁護相談支援センターの職員や専門職等の関係者で共通認識を持つ必要がある。また、そのための研修を行うためのツールの作成を早急に行う必要がある。
- 柔軟な制度利用や必要性の厳格な判断等の適正な運用実施と、申立人及び社会全体に生じるコストとのバランスを、どのように取っていくかを考える必要がある。特に、比較的短期間のうちに新たな権限の必要性が生じた場合には、前回の審判において提出された資料等をそのまま活用できるようにする等、申立人側のコストを下げるような運用を検討する必要がある。
- 特定補助について、現行の後見類型の延長として理解されることのないよう、その制度趣旨や利用場面を関係者に丁寧に周知し、誤解のない運用を図ることが必要である。また、その必要性を裁判所等が適切に判断できるように検討を進めるべきである。

- 制度改正に関する周知については、ホームページやパンフレットだけではなく、利用者団体等を通じた説明機会を確保する必要がある。
- 年々後見制度の利用を終了できるようになることが関心を集めているが、必要性がより考慮されるようになることが十分に世に認識されていないため、周知を図る必要がある。
- 利用者や家族の中には現行制度の類型自体を十分理解していない者もいることから、今般の法改正のことだけでなく、根本から丁寧に説明する必要がある。
- 中核機関を経由しない親族等からの申立ても少なくないことから、広く国民に向けて周知・広報を行うことに加え、申立てに関与する弁護士、司法書士等の専門職間の連携や、福祉関係者に対する周知・広報も重要である。
- 円滑な実務実施のため、国が詳細な指針を示す必要がある。また、可能な限り早い時期での情報提供や国主導の研修会の実施が必要である。
- 現在も補助類型の申立てはあるものの、経験が少ない自治体が多いことから、そういった市区町村の背景に特化した研修を行う必要がある。
- 本人申立てや親族申立てについても、地域権利擁護相談支援センター等が申立て前から関与し、情報整理や支援方針の検討を支援できる体制を整備する必要がある。
- 新制度の下では、地域権利擁護相談支援センターの役割を再整理し、そのための体制を整備する必要がある。
- 代理権や同意権等に関する専門相談や受任調整に対応できる体制を構築する必要がある。
- 都道府県による支援や専門職アドバイザーの活用を強化し、市町村を支える体制を整備する必要がある。
- 国においても全国的な相談支援体制を強化し、制度施行後しばらく継続的な支援を行う必要がある。
- 国・都道府県・市町村が連携した体系的な研修を計画的に実施する必要がある。
- 施行前は概念理解や事例検討を中心とし、その後は実務研修へ発展させる段階的な研修体系を構築する必要がある。

議題2 補助終了に向けた権利擁護支援の役割

- 成年後見制度のスポット利用を機能させるためには、制度開始後も継続的に利用の必要性をモニタリングし、その結果を家庭裁判所に適切に共有できる仕組みを構築・整備する必要がある。

- 必要性の確認を補助人のみに委ねるのではなく、定期報告において、本人を支援するチーム全体で定期的に検討する等の仕組みを構築する必要がある。それにおいては、定期報告書の内容面の工夫が必要となる。本指摘は親族・本人申し立てについても同様である。
- 補助制度の終了には、終了後の本人の生活を支える支援体制が整備されていることが前提となる。終了を見据えた支援準備を制度利用中から進める必要がある。また各地域の支援を裁判所に情報提供する等、資源についての情報共有が必要である。
- 補助制度終了後も本人の地域生活が継続できるよう、地域における権利擁護支援体制を強化する必要がある。
- 「終われる後見」を実効あるものとするためには、終了後の受け皿となる地域資源を整備する必要がある。
- 意思決定支援を前提とした簡易な金銭管理の仕組みの再検討が必要である。法人後見人による日常生活自立支援事業の代理締結や、施設入所者の日時生活自立支援事業の利用が不可とされている少数の地域がある。法改正施行後は補助人の最後の仕事として本事業に契約するケースが想定されるため、日常的な金銭支援を受けることができないことにより補助制度の利用が終了できないということにならないように検討すべきである。
- 本人情報シートのように今現在の本人の状況を知るだけでなく、サポートファイルに記載しているような、その人がどのように暮らしてきたかなどの生育歴が分かって初めてその人の全体像が分かることもある。こういった情報も活用していくべきではないか。
- 申立書、診断書及び本人情報シートについて、新制度に対応した見直しを行うことが必要である。
- 診断書には、特定補助人を付する旨の審判の必要性を判断するため、診断書に、本人が外形的に法律行為と見える行為を行う可能性や、不利益な重要財産行為を行う危険性について、本人の特性や症状を踏まえた医師の意見を記載できる欄を設けることが考えられる。また、診断書の判断能力についての記載が支援者にバイアスをかけていることを懸念する。
- 本人情報シートは、現行のような本人の課題のみを整理する資料ではなく、どのような支援によって本人の希望や生活が実現できるかという視点を重視して作成される必要がある。また、こういったシート記載の考え方について、研修等を通じて支援者が理解する必要がある。
- 補助開始時の情報だけではなく、その後の状態変化や支援経過についても反映できる仕組みを検討する必要がある。

- 補助終了や補助人の選任・交代の場面において、受任者調整を行っているケースにもかかわらず、別の者が選任されるのであれば、事前に家庭裁判所から提案があるなど、家庭裁判所と地域との双方向の情報共有ができると望ましい。
- 制度開始の場面だけでなく、終了の場面も見据えた司法と福祉・行政の連携を強化する必要がある。
- 補助終了に向けたモニタリングや移行支援については、地域権利擁護相談支援センターが中心的な役割を担う必要がある。
- 制度利用の必要性評価から終了後支援への移行までを一体的に支援できる体制を構築する必要がある。
- 地域資源の把握、支援チームの調整、家庭裁判所との連携等を担う専門性を確保する必要がある。
- 新たな第二種社会福祉事業、日常生活自立支援事業、地域独自の支援策等に関する情報を継続的に共有できる環境を整備する必要がある。
- 地域によって利用可能な資源に差があることを踏まえ、地域資源を可視化する取組を進める必要がある。
- 適切な成年後見制度利用が行われていないとき、裁判所側からどのように照会を行うか、また照会を受けた市町村側等はどう対応するかを検討する必要がある。
- 照会を受けた主体から報告書が上がってきた後、当該資料がどのように審議され、共有されるかを検討すべきである。裁判所内部のみの検討にとどまらず、市町村とも連携して検討すべきである。
- 補助終了の判断に至るプロセスについて、本人、補助人、支援チーム及び家庭裁判所の役割を整理する必要がある。支援チームによる評価結果や地域の意見がどのように家庭裁判所で活用されるのかを共有する必要がある。

議題3 任意後見制度の利用促進

- 任意後見制度の利用促進に当たっては、制度の概要を説明するだけでなく、実際にどのような場面で利用できるのか、契約締結から発効、支援開始までの流れを具体的にイメージできる広報を行う必要がある。利用場面ごとのモデルを実態調査して把握分析し、具体的に示しながら周知を行うことが望ましい。
- 広報においては、実際の利用事例や支援の流れを紹介し、利用後の姿が見えるようにする必要がある。

- 今般の制度改正により、任意後見監督人の選任を要しない場合が設けられたことや、補助制度との併用が可能となったことなど、制度の利用しやすさが向上した点について積極的に周知する必要がある。
- 任意後見制度については一定の周知が進んできたものの、実際の利用相談に対応できる体制が十分ではない。要因の分析とともに、地域権利擁護相談支援センターをはじめ、各相談窓口の相談機能を強化する必要がある。
- 当事者にとって、まず家族や行政の窓口等、身近な支援者に相談できることが重要である。そのため、福祉分野の相談機関と法律専門職との連携を強化する必要がある。
- 当事者の制度利用にあたっては、制度利用開始後のイメージや、利用のメリット・デメリットがわかりやすいとよい。
- 任意後見制度の利用促進にあたっては、任意後見人や任意後見監督人となる担い手を確保する必要がある。
- 特に身寄りのない方については、誰を任意後見人として選任すればよいのか分からない場合が多い。担い手を紹介できる仕組みを整備する必要がある。先行した取組を実施している団体との協力も必要である。
- 法人後見実施団体の育成や支援にあたっては、任意後見の担い手確保の視点も位置付ける必要がある。
- 相談機関が中立性を確保しながら適切な担い手につなげることができる仕組みを検討する必要がある。
- 身寄りのない方への支援や法人後見の取組、任意後見制度を連動させ、地域単位で担い手を確保できる体制を構築する必要がある。
- 任意後見制度が利用されない要因の一つとして、利用者から見た費用負担の大きさがある。任意後見人及び任意後見監督人の双方に報酬が発生することが、経済的負担として制度利用の障壁となっていることから、利用しやすい仕組みを検討する必要がある。
- 比較的低廉な費用で利用可能な法人後見などの仕組みを整備する必要がある。
- 地域による利用格差が生じないように、利用者負担の在り方について検討を進める必要がある。資産が不十分な方が任意後見を利用するための自治体独自の取組がある。
- 新制度の施行後において、明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認められる場合に、任意後見監督人を選任しない運用が可能となれば、例えば、利用者の収入や資産の状況、任意後見人となる法人の体制等を踏まえ、身寄りのない高齢者等への支援において、社会福祉協議会等が

任意後見契約と死後事務に関する契約を一体的に受任しやすくなるなど、制度利用の促進にもつながる可能性がある。

- 任意後見契約は締結されたものの発効に至らない事例が多いことから、本人の判断能力が低下した際に適切な時期で任意後見監督人選任申立てが行われるよう、契約締結後の見守りやモニタリング、受任者に対する定期的な注意喚起や情報提供を行うなど、継続的なフォローアップ体制を構築する必要がある。
- 公証役場においては、契約締結時に適切な時期での発効申立ての重要性について丁寧に説明する必要がある。
- 地域の支援チームや中核機関において、任意後見契約締結後の本人の状況を把握し、必要な時期に受任者へ働きかける仕組みを検討する必要がある。
- 任意後見契約締結後から発効までの期間について、本人の状況変化を継続的に把握する仕組みを構築する必要がある。
- 見守り契約等の先行事例や実践例を整理・共有し、適切な見守りの在り方を周知する必要がある。
- 任意後見制度についても、法定後見制度と同様に地域の支援チームの中で活用する必要がある。
- 任意後見契約締結時から支援チームが制度内容を共有し、本人の状態変化を関係者全体で見守る体制を構築する必要がある。
- 法定後見制度、日常生活自立支援事業、新たな第二種社会福祉事業等との関係を整理し、本人にとって適切な支援手段を選択できるようにする必要がある。
- 身寄りのない方への支援、意思決定支援、将来の備えといった観点から、任意後見制度を地域の権利擁護支援体制全体の中に位置付ける必要がある。

その他

- 補助制度への一元化に伴う関係法令との整理を進める必要がある。
- いわゆる転用問題についても議論が必要である。
- 後見登記制度について、利用者にとって分かりやすく利用しやすい制度となるよう見直しを検討する必要がある。
- 司法と福祉・行政との連携について、更なる強化を図る必要がある。
- 運用の議論とは別に、学術的な研究も推進していく必要がある。